

# 委員会設置および運営に関する規程

令和 7 年 4 月 1 日 制定

## (目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人和歌山県診療放射線技師会(以下、「本会」という。)定款第 4 条の事業を達成するために必要な委員会の設置及び運営について定める。

## (種 類)

第 2 条 この規程に基づく委員会は、常設委員会及び特別委員会とする。

2 常設委員会は、本会の管理業務又は定例の事業を担当するものとし、次の各号の通りとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 教育委員会
- (4) 学術委員会
- (5) 編集委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 福利厚生委員会
- (8) 国際交流委員会

3 特別委員会は、本会の運営上臨時に派生する特定の事業を担当するものとし、次の各号の通りとする。

- (1) 予算編成委員会
- (2) 学術大会運営委員会
- (3) 記念式典運営委員会
- (4) その他、理事会が認めた委員会

## (設 置)

第 3 条 新たに委員会を設置するときは、次の要件をもって理事会の承認を経て設置する。

- (1) 委員会設置目的の具体的な明示
- (2) 委員長及び委員の委嘱
- (3) 設置期間の設定
- (4) 必要経費

(構成及び選任)

第4条 各委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

2 常設委員会の委員長は理事の中から会長が指名し、理事会の承認を経て委嘱する。

3 常設委員会の委員は本会会員の中から当該委員長が指名し、理事会の承認を経て委嘱する。

4 特別委員会の委員長及び委員は会長の指名に基づき、理事の中から選任する。

(職 務)

第5条 委員長は、当該委員会を代表しその業務を統括する。

2 委員は、各々の委員長を補佐し、本会の事業計画の実行又は問題の解決に努める。

3 委員長に事故がある場合、あらかじめ委員長が定めた委員がその職務を代行する。代行者がいない場合は理事の中から会長が代行者を指名する。

(任 期)

第6条 委員会の任期は、本会定款 26 条と同一とする。

(委員会)

第7条 各委員会は、当該委員長が随時招集する。

2 各委員長は、委員会に付議された事項に関して報告書を作成し、これを理事会に提出しなければならない。

3 各委員長は、担当する管理業務又は事業の企画及び実施状況に関して、計画書及び報告書を作成し理事会に提出しなければならない。

(総務委員会)

第8条 総務委員会は、本会に関する総務、庶務等の事務処理を統括、推進することを目的として設置する。

2 必要に応じて、関連する委員会あるいは事業実施部門の担当者を招聘する。

3 総務委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 理事会から委任された会務運営の経常的な事項に関すること
- (2) 庶務及び渉外に関すること
- (3) 総会運営および理事会に関すること
- (4) 文書及び会則の保存管理に関すること
- (5) 事務局運営に関すること

- (6) 会務監査に関すること
- (7) 会員情報の管理に関すること
- (8) 会則の制定、改廃に関すること
- (9) その他

(財務委員会)

第9条 財務委員会は、健全な会務運営のための財務管理の運用を目的として設置する。

- 2 財務委員会の業務は、次のとおりとする。
  - (1) 本会の予算、決算に関すること
  - (2) 本会の財務管理、運用及び契約に関すること
  - (3) その他

(教育委員会)

第10条 教育委員会は、日本診療放射線技師会の教育委員会の会務を遂行することを目的として設置する。

- 2 教育委員会の業務は、次の通りとする。
  - (1) 和歌山県で開催される日本診療放射線技師会主催の研修会、講習会の開催計画、運用等に関すること
  - (2) 近畿地域診療放射線技師会主催の教育委員会議への出席に関すること
  - (3) その他

(学術委員会)

第11条 学術委員会は、定款第3条に定める目的遂行のために設置する。

- 2 学術委員会の業務は、次のとおりとする。
  - (1) 研修、セミナー等の開催運営に関すること
  - (2) その他

(編集委員会)

第12条 編集委員会は、和放技雑誌および和放技ニュースの編集、発刊ならびに投稿文書の校正を目的として設置する。

- 2 編集委員会の業務は、次のとおりとする。
  - (1) 和放技雑誌の発刊企画に関すること
  - (2) 和放技ニュースの発刊企画に関すること
  - (3) 投稿文書の校正に関すること
  - (4) その他

(広報委員会)

第 13 条 広報委員会は、診療放射線技師および県民に向けた診療放射線技師業務の啓発と、本会事業の広報を目的として設置する。

2 広報委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 本会事業の広報に関する事
- (2) 県民向けのイベント、レントゲン週間の企画および運営に関する事
- (3) 他団体の県民向けイベントとの連携に関する事
- (4) 県民からの相談、問い合わせへの対応に関する事
- (5) ホームページおよびメールマガジンの管理に関する事
- (6) その他

(福利厚生委員会)

第 14 条 福利厚生委員会は、本会会員の福利厚生及び親睦を目的として設置する。

2 福利厚生委員会の業務は、次の通りとする。

- (1) 定期総会前日に開催する福利厚生事業に関する事
- (2) 近畿地域診療放射線技師会野球大会に関する事
- (3) その他

(国際交流委員会)

第 15 条 国際交流委員会は、国際交流に関する実務を行うことを目的として設置する。

2 国際交流委員会の業務は、次の通りとする。

- (1) 海外の学術団体との交流に関する事
- (2) その他

(予算編成委員会)

第 16 条 予算編成委員会は、次年度の予算計画について取りまとめることを目的に組織され、次の業務を行う。

- (1) 次年度事業計画に基づき予算編成を行う。
- (2) その他

(記念式典運営委員会)

第 17 条 記念式典運営委員会は、周年事業等の記念式典の開催に基づき組織され、次の業務を行う。

- (1) 記念式典等の企画、運営を行う。
- (2) その他

(学術大会運営委員会)

第 18 条 学術大会運営委員会は、本会が主催を行う近畿地域診療放射線技師会学術大会の開催に基づき組織され次の業務を行う。

- (1) 「近畿地域診療放射線技師会 学術大会 ガイドライン」に基づき、近畿地域診療放射線技師会学術大会の準備および運営を行う。
- (2) 学術大会において、シンポジウム、式典、イベント等の企画・運営を行う。
- (3) 開催マニュアルの整備・運用を推進する。
- (4) その他

(改 廃)

第 19 条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(雑 則)

第 20 条 この規程に定める事項の他、必要な事項は会長が理事会に図り定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。